

# 避難所への再生可能エネルギー等 導入事業プロポーザル募集要項

令和2年3月  
千葉市環境局

## 目次

1	案件名 .....	- 1 -
2	目的 .....	- 1 -
3	事業の概要 .....	- 1 -
4	応募資格 .....	- 2 -
5	提案内容 .....	- 3 -
6	スケジュール .....	- 3 -
7	質問及び回答 .....	- 4 -
8	企画提案書類の提出 .....	- 4 -
9	事業実施予定者の選定、通知 .....	- 5 -
10	その他 .....	- 6 -

# 避難所への再生可能エネルギー等導入事業プロポーザル募集要項

## 1 案件名

避難所への再生可能エネルギー等導入事業

## 2 目的

千葉県再生可能エネルギー等導入計画 改定版に位置づけられている市有施設への再生可能エネルギー等の導入により、市有施設の平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難所等でのエネルギーを確保するため、市有施設の屋上の目的外使用許可を受け、再生可能エネルギー等設備の導入、運転管理及び維持管理を行う事業者を企画提案方式により公募する。

## 3 事業の概要

市有施設における太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という）の導入事業の概要は以下のとおりである。国の補助金を活用することにより行う導入事業については、その費用は全て事業者の負担とする。

### （1）事業内容

- ア) 事業者は、別表1の候補施設に対し構造調査、設備容量検討及び現地調査を行う。
- イ) 事業者は設備設置が可能な施設に対する目的外使用許可を受け、提案をもとに設計・施工した設備を導入し、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した市有施設に供給する。
- ウ) 事業者は適切な計測・検証手法を導入し、市有施設の温室効果ガス排出量削減効果を保証する。
- エ) 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等においては、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層を破損する場合には修復を行う。
- オ) 導入については令和2年度から令和4年度までの3カ年を想定して公募を行うものである。ただし、当該年度の事業成果が不適切とみなされた場合は、次年度以降の目的外使用許可の対象としないことがある。

### （2）業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア) 候補施設についての構造調査、設備容量検討及び現地調査
- イ) 設備の設計・工事・工事監理業務及びその関連業務
- ウ) 工事に関連するその手続き業務及びその関連業務  
※学校施設では、大きな音の出る工事は土日祝日や夏休み等を中心に行うなど配慮すること。
- エ) 運転期間内における当該設備で発電した電力の市有施設への供給業務、設備の運転及び維持管理業務
- オ) 運転期間内における当該設備を設置した市有施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証業務
- カ) 運転期間終了後等における設備撤去業務。必要に応じて防水層の修復業務
- キ) 避難所運営委員会への説明業務
- ク) その他、国補助事業を活用する場合などにおける申請等業務

### (3) 事業期間等

目的外使用許可期間の開始日から当該年度末日までに設備を導入し、かつ運転を開始するものとする。運転期間は運転開始日から最長で20年間とする。なお、国補助を活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

## 4 応募資格

応募者は、次の資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 平成30・31年度測量・コンサルタント入札参加資格者名簿及び委託入札参加資格者名簿に登録のある者若しくは千葉市と環境又は防災に係る協定を締結している者であること。
- (2) 本事業と類似の事業履行実績（平成27年度から令和元年度までの過去5年間において、「再生可能エネルギー等導入に係る調査業務」、「太陽光発電設備等の設備設計業務」又は「耐震診断業務」等の履行実績が2件）を有すること。
- (3) 以下のアからタまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ケ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（平成29年5月23日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成29年5月23日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受けている者
- サ 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- シ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ス 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- セ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ソ 役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

タ 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(4) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めることができること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士
- ・ エネルギー管理士（電気）又は技術士（電気・電子部門）又は電気主任技術者（第2種以上）

## 5 提案内容

提案は、別表1の全ての候補施設を対象とし、次の項目について行うこと。

### (1) 技術提案

技術提案には、以下を必須事項として含めること。

- ・ 実施方針
- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の設備容量並びに温室効果ガス排出削減量  
※温室効果ガス排出削減量の算定にあたっては、係数は0.5kgCO<sub>2</sub>/kWhを用いること。また、設備利用率の設定根拠を示すこと（参考にしたデータベースや資料があればそれらを記載すること）。  
※別表1にある施設ごとの過去数年間の電気使用量、想定契約電力及び建築面積を参考に算定すること。

【想定契約電力】小中学校・公民館については、過去の契約電力の実績をもとに算出した想定値。高等学校については、小中学校・公民館における過去の電力使用量と契約電力の関係を参考にして算出した想定値。

【建築面積】施設ごとの各棟の建築面積を単純に合計したものであり、パネルが設置可能な面積とは限らないので注意すること。なお、施設によっては延べ床面積を階数で除したものを建築面積としている場合がある。

- ・ 運転管理、維持管理、温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証の方法
- ・ 3カ年の設備導入工程表、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ・ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ・ 本事業を充実させるための独自提案（市内の温室効果ガス排出削減に寄与する提案等）

### (2) 事業遂行能力（実施体制、提案中で専門知識を生かしたポイント等）

本事業の実施する要員について、資格、経験等を記入すること。また、要員の資格を証明する書類を添付すること。

### (3) 行政財産目的外使用許可の使用料

市有施設を使用するための使用料（面積単価）を提案すること。

### (4) その他

下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、市内業者を優先して選定することとし、提案においては事業者が行う業務における市内業者の活用について記載すること。

## 6 スケジュール

スケジュールは、下表のとおりとする。

書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

表 スケジュール

日程	内 容
令和2年 3月3日(火)	募集要項公表
3月3日(火)～3月9日(月) 正午	質問受付
3月11日(水)	質問回答ホームページ掲載
3月16日(月)～3月23日(月)	企画提案書類の受付(様式2～3)
3月24日(火)	応募資格の審査結果通知
3月26日(木)	プレゼンテーション及びヒアリング
3月30日(月)	選定結果の通知・公表

## 7 質問及び回答

募集要項の内容についての質問は、書面により以下のとおり受け付ける。また、面談による質問も質問受付期間中随時対応するが、面談の際に行った質問についても書面で提出すること。なお、面談の際は事前に面談日を市と調整すること。

- (1) 提出書類 質問書(様式1)
- (2) 受付期間 募集要項公表開始後から令和2年3月9日(月) 正午まで
- (3) 提出方法 電子メール  
※件名を「避難所への再生可能エネルギー等導入事業に関する質問」とすること。  
また、到達確認の電話をすること。
- (4) 提出先 千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室  
電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
- (5) 質問及び回答の公表

令和2年3月11日(水)のうちに、入札情報のホームページにおいて、事業者名等を除き、質問及び回答を公表する。ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。

## 8 企画提案書類の提出

- (1) 受付期間 令和2年3月16日(月) から令和2年3月23日(月) まで
- (2) 提出書類 下記ア～コからなる企画提案書類。
  - ア 企画提案書(様式2)
  - イ 提案内容(様式は問わない。作成にあたっては「5 提案内容」を参照。)
  - ウ 事業実施体制図(代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には資格所有者を記載し、資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。)
  - エ 類似業務履行実績(2件)(契約書及び仕様書の写し)
  - オ 誓約書(様式3)
  - カ 事業報告書(直近事業年度)(事業内容が分かるカタログやパンフレット等でも可)
  - キ 法人登記事項証明書(原本)(履歴事項全部証明書:3か月以内のもの)
  - ク 貸借対照表(直近3年分)
  - ケ 損益計算書(直近3年分)
  - コ 納税証明書(原本)(3か月以内のもの)

※営業所等が企画提案書類を提出する場合は、本店の納税証明書も提出すること。

  - (ア)法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)
  - (イ)法人都道府県民税の納税証明書
  - (ウ)法人市町村民税の納税証明書

(3) 提出部数

ア 上記(2)の書類 正本1部、副本1部(写し可)

※原則としてA4判にして1部ごとにファイルにとじ、提出すること。

イ 上記(2)のデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部

ウ 上記(2)の「イ 提案内容」の写し 12部

※応募者の社名が記名されている場合は無記名とすること。

(4) 提出方法

持参により提出(郵送、電子メール、ファクシミリ等、持参以外の方法で提出された書類については、受け付けない。)

(5) 提出先

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎4階

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

9 事業実施予定者の選定、通知

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

市は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり行う。また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては事前に書面により事業者質問を行うことがあるので、その際は書面により回答すること。

○日時・場所 3月26日(木) 時間及び場所については別途通知する。

※1事業者あたり説明15分、質疑応答15分程度を想定

(2) 評価・選定方法

企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価点を算定し、その合計点数が60点以上でかつ最も高い事業者を事業実施予定者として選定する。なお、事業実施予定者が辞退又は失格となった場合は、次順位の応募者を事業実施予定者として選定することとし、以降も同様とする。ただし、合計点数が60点を下回った応募者は、選定の対象とならない。また、評価項目で1項目でも評価点が0点となった場合は失格とする。

【評価基準】

企画提案を評価する基準は、概ね次表のとおりである。

評価項目	評価内容
技術提案	① 技術提案に具体性・妥当性があるか。(設備容量に具体的な提案があるか。)
	② 二酸化炭素排出量の削減効果が高いか。(トータルの設備容量が大きく、それらの設備を速やかに設置する計画か。)
	③ 一連の事業(工事、運転管理、維持管理、計測・検証、撤去等)の内容及び事業に係る投資回収に具体性・妥当性があるか。
	④ 独自提案は実現可能性が高く、また災害時の電力の強靱化に資する提案になっているか。
事業遂行能力	① 期日までに設備導入工事を完了させ、運転を開始するスケジュールとなっているか。なお、事業資金計画において補助金を活用する場合には、補助金要綱等で規定される期日までに業務を確実に完了するスケジュールとなっているか。

	② 実施体制、緊急時の対応体制は整っているか。また、安全管理体制は整っているか（児童、生徒、学校生活全般に対する安全面や近隣住民に対する配慮はあるか）。
	③ 類似の業務履行実績及び専門的な知見・知識を有しており、それらを活かした提案がなされているか。
使用料	運転期間中の市の利益が大きいのか。（目的外使用許可使用料）
その他	市内業者の活用への配慮がなされているか。

### (3) 選定結果の通知

市は、すべての応募者に対し書面により結果を通知するものとする。また、募集情報のホームページにおいて結果を公表する。

## 10 その他

### (1) 市からの提示書類、資料の取扱い

市が提示する書類及び資料は応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### (2) 事業において使用する言語等

事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### (3) 企画提案に係る費用負担

企画提案に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 企画提案書類に虚偽の記載をした者

イ 応募資格要件に適合していない者

ウ 提出期限までに所定の書類を提出しない者

### (5) 企画提案書類の取扱い

事業に関する企画提案書類の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された書類は、事業の選定に係る公表以外に市は応募者に無断で使用しない。なお、提出された書類は、返却しない。

#### 【担当窓口】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5199 FAX 043-245-5553

E-mail kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp